

議案第7号

橋本市庁舎整備基金条例について

橋本市庁舎整備基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めらる。

令和4年9月5日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市庁舎整備基金条例

(設置)

第 1 条 市庁舎の建設及びこれに関連する事業に必要な資金を積み立てるため、橋本市庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、市庁舎の建設及びこれに関連する事業に必要な資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。